

キャッシュレス・消費者還元事業について



関西エネルギーパワーは、キャッシュレス・消費者還元事業に参画し、
2019年10月21日付けで対象事業者として登録されました。

現在お使いの電力を関西エネルギーパワー（本社:大阪市中央区、代表取締役:佐々木美彦、電力小売登録番号 A0371）に切换え、電気料金のお支払いをクレジットカード決済にてご契約頂きますと、表題のとおり対象期間中にカード会社よりポイント等の還元を受けることができます。

（還元率5%、還元内容はクレジット会社により異なりますので、詳細は各カード会社までお問い合わせください。）対象カードは、以下でご確認ください。

<https://cashless.go.jp/consumer/bin-settlement-company-typeA.html>

対象期間

経済産業省のホームページ等では対象期間を2019年10月1日～2020年6月30日と公示されていますが、電気料金は継続課金となりお客様のお支払日が決済代行会社とのシステム上の決済日となり異なりますのでご注意ください。

開始日 : 2019年10月21日以降の検針日の方

終了日 : 検針日が2020年5月31日の方まで

※カード会社によっては法人カードが対象外になる場合がございます。

※カード有効期限切れやクレジット決済エラーの場合は、還元の対象外となります。

キャッシュレス消費者還元事業とは、

2019年10月1日に施行された消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策として国が展開する施策です。キャッシュレス推進による資産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使った決済に対し、ポイント還元等を実施する事業です。